

○桑名市発注の建設工事の入札に参加される皆様へ ～お知らせ～

社会保険に加入するための原資となる法定福利費が、発注者から元請企業、更に下請企業へ適正に支払われるよう、建設工事において、受注者による法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出、及び発注者による予定価格に占める法定福利費概算額の公表等を行います。

令和4年6月1日以降に発注する建設工事については、契約に基づき、法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書の提出が必要となります。
当初契約締結後14日以内に、提出（1部）してください。



- ①本市は、契約後に予定価格に占める法定福利費概算額を公表します。
- ②本市は、受注者から明示された法定福利費が、予定価格に占める法定福利費概算額の1/2以上であることを確認します。
- ③1/2を下回っている場合、受注者に対して算出根拠の提出を求めます。

■法定福利費を明示する意義

現場労働者（受注者及び下請業者）の法定福利費は、それぞれの工事ごとの請負金額の中に確保される必要があります。このため、請負代金内訳書において法定福利費を明示し、元請・下請間での必要な法定福利費の確保に繋がります。

■法定福利費の算出方法

（1）基本的な算出方法

法定福利費＝労務費総額×法定保険料率

（2）労務費の算出が困難な場合

法定福利費＝工事価格×工事価格当たりの平均的な法定福利費（の割合）

（3）下請業者から提出された見積書等を活用する場合

法定福利費＝（下請Aの法定福利費）＋（下請Bの法定福利費）…

（4）その他

- ・個々の社会保険の法定福利費を算出できない場合は、社会保険の種類毎に明示せず、まとめて明示することでも差し支えありません。
- ・工事費目（直接工事費、現場管理費等）毎に法定福利費を内訳明示せず、請負代金総額に対して内訳明示することでも差し支えありません。

※国土交通省より法定福利費の算出方法等が示されていますので、参考にしてください。

「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」

<https://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf>

「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順（簡易版）」

<https://www.mlit.go.jp/common/001203247.pdf>

（参考）専門工事業団体が作成した標準見積書

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000082.html

請負代金内訳書

桑名市長 へ

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

工 事 名 :

契約年月日 :

	内 訳	単 位	数 量	単 価	金 額
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
合計金額(税抜き)					円

(工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額

○○○円)

- 注意
- 1 入札価格の積算根拠となった工事価格の内訳を記載してください。
 - 2 入札価格と工事費内訳書の合計金額は同額としてください。
 - 3 工事費内訳書(入札時提出用)を利用して、法定福利費(事業主負担分)を記入してください。
 - 4 請負代金内訳書は、当初契約締結後14日以内に提出してください。

**法定福利費
(事業主負担分) を記入**